

## ＜生活クラブエコロ共済制度規約＞

### 第一章 総 則

(目的)

第1条 生活クラブエコロ共済制度(以下共済という)は生活クラブ生活協同組合(以下生協という)の組合員が地域における相互扶助の機能を高めるために、たすけあいのしくみをつくり、第2条に掲げる活動内容を行うことを目的とします。

(活動内容)

第2条 活動内容は生活クラブエコロ共済制度規約に基づき、加入者から掛金を受取り、共済期間中に発生した以下の事由に対して保障を行うエコロ事業とします。

#### 1. 組合員活動保障

- (1) 活動中の組合員活動を支えるときのケア
- (2) 組合員活動のためセンターへ車を乗り合わせてきたときのケア
- (3) 託児グループ、もしくは、有料託児団体による活動時の託児(エコピョン託児)ケア
- (4) 活動中に加入者及び同行の家族が不慮の事故により入院したときのケアと給付金
- (5) 活動中に加入者及び同行の家族が不慮の事故により通院・在宅療養したときのケアと給付金
- (6) 活動中の自動車・バイク・自転車の盗難の保障
- (7) 活動中に自動車事故(自損事故)で修理代がかかったとき(バイク・自転車事故も含む)の保障

#### 2. 共同購入活動保障

- (1) 配達当日の共同購入品の破損・盗難の保障
- (2) 共同購入備品等の盗難・破損の保障
- (3) 荷受場所での共同購入品破損の後始末の保障
- (4) 組合員活動中の共同購入品の授受のケア
- (5) 本人及び家族が病気療養中の共同購入品の授受のケア
- (6) 本人が家族の介護を行う時の共同購入品の授受のケア
- (7) 本人が出産する時の共同購入品の授受のケア
- (8) 本人及び家族の葬儀の時の共同購入品の授受のケア
- (9) 本人がハンディキャップ(障がい・慢性疾患)をもつ場合の共同購入品の授受のケア
- (10) 65歳以上の加入者の共同購入品の授受のケア
- (11) 加入者が居住する住宅の災害時の共同購入品の授受のケア
- (12) 受取り困難時の共同購入品の授受を受けたときのケア
- (13) 手助けが必要な加入者への共同購入品申込み代行のケア
- (14) 個配組合員スタート時の受取容器代補助
- (15) 新班結成時の受取容器代補助

#### 3. 生活保障

- (1) 加入者が不慮の事故病気で入院・通院・在宅療養したときのケア
- (2) 家族の入院及び在宅療養で加入者が付き添い、介助などをするときのケア
- (3) 加入者が家族の介護をするときのケア
- (4) 加入者が出産をするときのケア
- (5) 加入者の家族が亡くなったときのケア
- (6) 加入者が葬儀に出席するときのケア
- (7) 学校行事(保育園・幼稚園を含む)に参加するためのケア
- (8) 子育て中、もしくは、介護中の加入者のためのケア、ハンディキャップをもつ加入者本人、および、ハンディキャップのある家族をもつ加入者へのケア(リフレッシュケア)
- (9) 加入者が居住する住宅の災害時のケア
- (10) ガン検診・健康診断の補助
- (11) 出産祝
- (12) 節目祝

(単協地域福祉委員会の設置)

第3条 共済制度の自律的かつ円滑な運営を図るために「単協地域福祉委員会」を設置します。

(単協地域福祉委員会の議決事項)

第4条 単協地域福祉委員会は生協の総代会・理事会の決定に基づき次の事項を議決します。

- (1) 共済事由発生の処理に関する事項
- (2) 共済制度内容の検討に関する事項
- (3) 共済事業案の策定に関する事項
- (4) その他共済制度運営上必要とされる事項

### 第二章 共 済 契 約

(加入者の範囲)

第5条 加入者とは加入者本人とし、加入者になることができるものは生協の組合員とします。

(加入手続き)

第6条 生協に申請し、生協の受理をもってします。

(掛金および払込方法)

第7条 共済掛金は月額100円とし、毎月生協の指定する日までに生協に払込むものとします。

2. 共済掛金の払込方法は、別に定める細則によります。

(効力の開始)

第8条 共済効力の開始は申込みが受理された翌日よりとします。

(共済金の受取人)

第9条 共済金の受取人は加入者本人とケア者とします。

2. 加入者が死亡したときは次の号に掲げるものとし、その順位は各号の順にします。

(1) 加入者の配偶者

(2) 加入者の死亡当時生計を一にしている子・父母(配偶者の父母を含む)

(共済期間)

第10条 共済期間は4月1日より翌年の3月31日までとし、共済期間の途中における解約はできないものとします。

2. 解約方法は別に定める細則によります。

(契約の変更)

第11条 加入者は共済契約の成立後、次の変更が生じたときは遅滞なく生協に届けるものとします。

(1) 加入者の氏名の変更

(2) 加入者の住所の変更

(3) 加入者の班またはエリアの変更

(契約の消滅)

第12条 加入者が生協を脱退したとき、または死亡したとき消滅します。

(払込み猶予期間および失効)

第13条 共済掛金の払込み猶予期間は、払込期日の翌日から3か月とします。

2. 払込みの猶予期間が過ぎても、なお共済掛金が払込まれない場合、共済契約は、払込期日の翌月零時にさかのぼって失効します。但し、理事長があらかじめ事実関係の調査を行い、必要と認めるときはこの限りではありません。

### 第三章 共済掛金の種類及び共済金の支払い

(事由発生の報告)

第14条 加入者またはその家族は共済事由が発生したときは、速やかに事由発生状況を生協に報告し、所定の手続きをとるものとします。

(共済金の支払請求)

第15条 共済事由が発生したときは、その発生日から60日以内に支払請求書と細則に定める添付書類を提出し、共済金の支払いを請

求するものとします。

2. 共済金の受取人が共済金の請求手続を事由発生から1年間怠ったとき、生協は共済金の支払い義務を免れます。

3. 申請時も生協の組合員であることとします。

(共済金の支払)

第16条 共済金は事由発生を規約および細則にそって単協地域福祉委員会が審査し、単協地域福祉委員会が支払うものとします。

(調整)

第17条 共済金の支払いに関し、生協と受取人の間に疑義を生じたときは単協地域福祉委員会において調整するものとします。

#### 第四章 共済の実施方法

(細則)

第18条 生協はこの規約に定めるもののほか、共済活動のための手続き、その他の業務の執行に必要な事項は、別に定める細則に基づいて活動するものとします。

(附則)

第19条 この規約は2000年4月1日より施行するものとします。

2. この規約の改廃は生協の総代会において行うものとします。

3. この改正規約は2001年4月1日より施行するものとします。

4. この改正規約は2004年10月1日より施行するものとします。

5. この改正規約は2007年4月1日より施行するものとします。

6. この改正規約は2010年10月1日より施行するものとします。

7. この改正規約は2012年10月1日より施行するものとします。

8. この改正規約は2015年10月1日より施行するものとします。

9. この改正規約は2017年10月1日より施行するものとします。

#### <生活クラブエッコロ共済制度細則>

(総則)

第1条 生活クラブエッコロ共済制度規約(以下規約という)第18条に基づき、共済制度の執行に必要な事項はこの定めによるものとします。

(家族の定義)

第2条 規約に規定する「家族」とは、同居する親・子・配偶者・祖父母・孫と別居の親・子・配偶者とします。

(居住する住宅の定義)

第3条 規約に規定する「居住する住宅」とは、加入者が日常生活を営むために居住している住宅で、自家・借家・借間を問わないものとします。

2. 物置、納屋、塀、垣根、倉庫、その他の付属構築物は除きます。

(不慮の事故の定義)

第4条 規約に規定する「不慮の事故」とは、急激かつ偶然な外因による事故をいい、外因による事故の範囲は以下の通りとします。

(1) 交通事故

(2) 不慮の中毒

(3) 不慮の墜落

(4) 天災

(5) 火災および火焰による不慮の事故

(6) 不慮の溺没

(7) 不慮の打撲

第5条 規約に規定する「入院」とは、医師の診断により治療が必要であり、かつ自宅での治療が困難なため、病院または診療所に入り、継続して常に医師の管理下において治療に専念することが必要であるとされた時とします。

2. 「病院」とは医師法に定める病院または診療所とします。但し、柔道整復師法に定める施術所等は病院に準ずるものとします。

3. 加入者が入院後病院を変更し、別の病院へ移動した場合は継続して入院したものとします。

4. 同一病気・同一事故に起因する入院は入退院を繰り返しても一理由とします。

(在宅療養の範囲)

第6条 規約に規定する「在宅療養」とは、家庭において治療に専念する必要があり、かつ日常生活に支障を生じた状態とします。

(共済期間をまたがる事由の取扱)

第7条 事由が共済期間をまたがって継続した場合、その事由は前年の共済期間に通算するものとします。

(組合員活動の定義)

第8条 規約に規定する「組合員活動」とは、展示即売会、キャラバン、説明会、チラシ配布、班会、地域及びテーマ両コミュニティ活動、委員会等への出席、共同購入品の仕分け作業、学習会・研修会への参加、生産者交流会など生協主催の行事や生協運営に関わる活動に参加することとします。

(共済掛金の払込方法)

第9条 規約第7条の共済掛金の払込方法は、毎月度の共同購入品代金の支払いと同一の方法で払込むものとします。

(解約方法)

第10条 規約第10条の2で規定する解約方法は、所定の解約届けを2月までに提出することとします。

2. 解約を申し出ない場合は、共済契約はさらに1年間継続するものとします。

(保障内容)

第11条 規約第2条に規定する「共済期間中に発生した各事由に対する保障内容」および規約第15条に規定する「支払請求に必要な提出書類」は別表のとおりとします。

(ケアおよびケア者の定義)

第12条 「ケア」とは日常生活を円滑にするために支援することをいい、ケア者とはそれを行う者をいいます。医療資格を必要とする看護や介護は含めないものとします。

(附則)

第13条 この細則は2000年4月1日から施行するものとします。

2. この細則の改廃は生協の理事会において行うものとします。

3. この改正細則は2001年4月1日から施行するものとします。

4. この改正細則は2002年4月1日から施行するものとします。

5. この改正細則は2004年10月1日から施行するものとします。

6. この改正細則は2007年4月1日から施行するものとします。

7. この改正細則は2009年4月1日から施行するものとします。

8. この改正細則は2010年10月1日から施行するものとします。



## 愛知のエッコロ共済のあゆみ

- 1997年 中期活動プロジェクトで共済学習会、たすけあいの仕組み作りと共済の検討、学習会（「エコロ共済」と「地域の助け合いの仕組み作り」）を重ね、たすけあう仕組みとして、また地域の中でのたすけあいを考えていくために、「エコロ共済」の導入を決定。
- 1998年 共済準備委員会発足
- 1999年 単協共済委員会発足  
9月最終制度案決定。エコロガイド作成
- 2000年 4月、全労済と提携（慶弔金）した月掛金 200 円のエッコロ共済を開始。  
期首加入者 2,175 人（加入率 29.3%）。  
給付件数 1,101 件。期末加入者 2,416 人（加入率 33.6%）
- 2001年 共済委員会で4種類の紙芝居を作り説明活動実施。高齢者疑似体験講座の各センター実施。  
給付件数 1,416 件。期末加入者 2,601 人（加入率 39.0%）。
- 2002年 「集団託児ケア」の開始。23の集団託児グループ。  
給付件数 1,417 件。期末加入者 2,768 人（加入率 43.9%）。
- 2003年 給付件数 1,562 件。期末加入者 2,830 人（加入率 42.9%）。
- 2004年 「わたし」発の組織改革を機に、10月より制度改定。全労済との提携部分をなくし、掛け金を半額の 100 円/月に変更。エコロお茶会の開催（171 班）。  
エコロ共済 5 周年企画・平瀬徹さんコンサート開催。「骨密度測定機」の購入。  
給付件数 1,019 件。期末加入者 2,939 人（加入率 44.5%）
- 2005年 エッコロお茶会 77 件開催。エコロお試しケア 41 件。  
エコロプロジェクトを置き、2007 年度からの改定に向け検討。  
給付件数 368 件。期末加入者 3,037 人（加入率 45.5%）
- 2006年 エッコロ紙芝居改訂版を作成。給付件数 460 件・期末加入者 3,584 人（加入率 50.6%）
- 2007年 制度改定を行い、「リフレッシュケア」など新たな制度を導入。下期より「エコロ広場」講座補助の仕組みを開始。給付件数 669 件・期末加入者 4,521 人（加入率 56.7%）
- 2008年 制度一部改定、給付を拡充。エコロ紙芝居 08 年度版を作成。  
給付件数 854 件・加入者 5,032 人（加入率 60.1%）
- 2009年 4月より制度一部改定。ケア金等を改定。  
給付件数 966 件・加入者 5,226 人（加入率 64.2%）
- 2010年 10月より制度一部改定。家族の介護時や住宅災害時のケアの保障など制度を拡充。  
給付件数 995 件・加入者 5,304 人（加入率 65.6%）
- 2011年 2012 年よりの制度一部改訂を検討。講座補助のしくみを「エコロ講座」と改称。  
給付件数 1,098 件・加入者 5,453 人（加入率 68.2%）
- 2012年 制度一部改定。共同購入品の配達ケア保障に住宅災害時の保障を拡充。  
給付件数 1,167 件・加入者 5,609 人（加入率 72.3%）
- 2013年 給付件数 1,095 件・加入者 5,865 人（加入率 74.3%）
- 2014年 制度一部改定。組合員活動時のセンター車の乗り合わせ保障などを拡充。  
エコロ共済改定プロジェクトを置き、2015 年度改定に向け検討。  
給付件数 1,302 件・加入者 6,201 人（加入率 75.1%）
- 2015年 制度一部改定。個配組合員スタート時の受取容器補助や節目祝などを拡充。  
給付件数 2,127 件・加入者 6,803 人（加入率 76.3%）
- 2016年 給付件数 2,003 件・加入者 7,191 人（加入率 76.5%）
- 2017年 制度一部改定。新班結成時の受取容器補助や生協加入待機者の活動保障などを拡充。

（2010年以降の制度改定は年度の10月より）

## 協同組合のアイデンティティに関するICA声明

〈ICA：国際協同組合同盟〉

<b>定義</b>	協同組合は、共同で所有し、民主的に管理する事業体を通じ、共通の経済的・社会的・文化的ニーズと願いを満たすために自発的に手を結んだ人々の自治的な組織である。
<b>価値</b>	協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、そして連帯の価値を基礎とする。それぞれの創設者の伝統を受け継ぎ、協同組合の組合員は、誠実、公開、社会的責任、そして他人への配慮という倫理的価値を信条とする。
<b>原則</b>	協同組合原則は、協同組合がその価値を実践に移すための指針である。
<b>第1原則</b>	<b>自発的で開かれた組合員制</b> 協同組合は、自発的な組織である。協同組合は、性別による、あるいは、社会的・人種的・政治的・宗教的な差別を行わない。協同組合は、そのサービスを利用することができ、組合員としての責任を受け入れる意志のある全ての人々に対して開かれている。
<b>第2原則</b>	<b>組合員による民主的管理</b> 協同組合は、その組合員により管理される民主的な組織である。組合員はその政策決定、意志決定に積極的に参加する。選出された代表として活動する男女は、組合員に責任を負う。単位協同組合では、組合員は（一人一票という）平等の議決権をもっている。他の段階の協同組合も、民主的方法によって組織される。
<b>第3原則</b>	<b>組合員の経済的参加</b> 組合員は、協同組合の資本に公平に拠出し、それを民主的に管理する。その資本の少なくとも一部は通常協同組合の共有財産とする。組合員は、組合員として払い込んだ出資金に対して、配当がある場合でも通常制限された率で受け取る。 組合員は、剰余金を次の目的の何れか、または全てのために配分する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 準備金を積み立てることにより、協同組合の発展のため その準備金の少なくとも一部は分割不可能なものとする。</li> <li>・ 協同組合の利用高に応じた組合員への還元のため</li> <li>・ 組合員の承認により他の活動を支援するため</li> </ul>
<b>第4原則</b>	<b>自治と自立</b> 協同組合は、組合員が管理する自治的な自助組織である。協同組合は、政府を含む他の組織と取り決めをおこなったり、外部から資本を調達する際には、組合員による民主的管理を保証し、協同組合の自主性を保持する条件においておこなう。
<b>第5原則</b>	<b>教育、訓練および広報</b> 協同組合は、組合員、選出された代表、マネージャー、職員がその発展に効果的に貢献できるように、教育訓練を実施する。協同組合は、一般の人々、特に若い人々やオピニオンリーダーに、協同組合の特質と利点について知らせる。
<b>第6原則</b>	<b>協同組合間協同</b> 協同組合は、ローカル、ナショナル、リージョナル、インターナショナルな組織を通じて協同することにより、組合員に最も効果的にサービスを提供し、協同組合運動を強化する。
<b>第7原則</b>	<b>コミュニティへの関心</b> 協同組合は、組合員によって承認された政策を通じてコミュニティの持続可能な発展のために活動する。